

報告 1 新型コロナウイルス感染症に係る町の対応について（新型コロナウイルス感染症対策本部）

新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力いただき、ありがとうございます



—町主催イベントの中止等の期間が来年3月まで延長—

新型コロナウイルスの感染者数が全国的に増加している中、町では、通算25回目の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、情報を共有するとともに、本年12月末までを予定していた町主催のイベント等の中止（又は延期）について、現在の感染状況を踏まえ、緩和することは難しいことから、来年3月まで、期間を延長したところです。

—町でおこなっている助成について—

当町の感染状況は、11月29日に、町内で25例目の感染者が確認され、市町村の人口規模で申し上げますと、県内でも感染者が多い状況となります。これから寒い冬を迎え、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されます。町では、医療機関の負担を軽減するため、従来の高齢者への助成のほか、新たに、感染するとハイリスクの恐れがある妊婦の方や生後6か月以上の乳幼児、集団生活を送る中学3年生までを対象に、本年10月1日から12月31日までの間にインフルエンザワクチンの予防接種を受けた方には、接種1回につき、2,000円を上限に助成を行っています。

インフルエンザ予防接種の状況を申し上げますと、高齢者は、10月末現在、3,252人の方が接種を受けています。昨年は10月から12月の三月で3,496人であることから、今年は同時流行に備えて早めに接種される方が多いことが伺えます。次に、妊婦の方や乳幼児から中学3年生までの任意による予防接種は、11月末現在、471件の申請を受け付けております。

接種期限が12月31日までとなっておりますので、接種を希望される方は、直接医療機関へお申し込みください。



さらに、新型コロナウイルスの感染に不安を抱えている65歳以上の高齢者を対象に、PCR検査費用の一部助成を行っています。

町内の医療機関である「千葉しすい病院」「酒々井虎の門クリニック」の協力を得て、町との契約に基づき、唾液によるPCR検査費用27,500円のうち20,000円を一人1回限りとして助成しています。

11月末現在、15の方が検査を受けられています。今年度中を期限としておりますので、希望される方は、直接医療機関へお申込みをお願いします。

—新型コロナウイルス感染症を乗り越えるために—

今後、いっそう空気が乾燥し、今まで以上に感染症に警戒が必要となります。新型コロナウイルスの特徴は、潜伏期間が、インフルエンザの1～2日に対し、「1日～14日」、また、ウイルスの排出のピークもインフルエンザの発病後2、3日後に対し、新型コロナウイルスは「発症前日」、さらに、感染力のあるウイルス排出期間は「発症2日前から発症後10日」と発症前から感染性が高いことが確認されています。

また、連日、多くの感染者が確認されており、いつでも、どこでも、誰でも感染する恐れがあります。あらためて、町民の皆様には、人と人との距離を確保していただくとともに、手洗いやマスクの着用、さらに、部屋の換気や適度な湿度を保つなど、日常生活の中で出来る感染予防対策をしっかり取り組んでいただきますようお願いいたします。

町としましても、感染症予防対策に全力で取り組んでまいりますので、皆様のご協力のもと一丸となってこの難局を乗り越えていきましょう。



報告2 JR酒々井駅西口及び東口自転車等駐車場について

申請超過により、登録利用はキャンセル待ち

台数確保のため、暫定的工事を予定

JR酒々井駅西口及び東口自転車等駐車場については、本年4月から有料化し運営を行っているところですが、当初予定していた台数を大きく上回る登録利用の申請がありましたので、現在の状況と今後の対応についてご説明いたします。



年度当初の登録利用可能台数は、西口は自転車185台、原動機付自転車37台、東口は自転車165台、原動機付自転車25台でした。しばらくして申請件数がこの台数に達する恐れがあったため、一時保管スペースの一部に自転車用ラックを搬入するなど対応しましたが、申請件数の勢いは止まらず、止む無く6月5日付けで登録利用の受付を中止しました。登録利用ができない方に対しては、キャンセル待ちの予約を受け付けた上で、JA跡地を臨時駐車場として無料開放しているところです。

11月20日現在、キャンセル待ちの台数は、西口は自転車25台、原動機付自転車5台、東口は自転車44台、原動機付自転車6台となっています。

また、今年度は、新型コロナウイルスの影響により、リモートワークやオンライン授業等が実施されていることから、この影響が無くなれば、今後、さらに申請件数が増えることが予想されます。

このような状況への対応として、一時保管スペースをフル活用し、単管等で駐車区画を設置する暫定的な方法になりますが、全ての登録利用希望者が利用できる駐車台数を確保したいと考えております。

報告3 青少年交流の家に係る提訴の経過報告について

令和2年9月議会において行政報告させていただきましたが、その後の経過を報告させていただきます。

令和2年8月26日に第14回弁論準備手続きに引き続き、令和

2年10月15日に第15回弁論準備手続きが行われ、被告側から準備書面15が提出され、原告側から第7・第8・第9準備書面を提出し、審議が行われました。

また、11月20日に第16回弁論準備手続きが行われ、被告側から準備書面16が提出され、原告側から第10準備書面を提出し、審議が行われました。

次回の日程は、令和3年1月25日に決定し、弁論準備手続きとして行われることとなりました。

